「労働安全衛生法」および「労働安全衛生規則」について

法規に従い JIS 規格に適合した安全靴(保護具)を使用しているものの、労働者に腰痛災害等やつまづき転倒等の労災対策も同時に必要となる場合、労働安全衛生法および関連規則の以下の点に注意を払いながら対策を検討されてはいかがでしょうか。

○労働安全衛生法24条

「 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため、 必要な措置を講じなければならない。」

○労働安全衛生法119条 労働安全衛生法24条違反は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

○労働安全衛生法27条1項

「第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。」

○労働安全衛生規則558条

「事業者は、作業中の労働者に、通路等の構造又は当該作業の状態に 応じて、<u>安全靴</u>又は<u>その他の適当な履物を定め</u>、当該履物を使用させな ければならない。」

1. 安全靴と 腰痛災害等及び つまづき転倒等の関連性

- 。 労働者に JIS 規格に適合している安全靴を使用させることは重要です。 安全靴の JIS 規格は外的要因から主に労働者の足部を守るための保護具 としての規格ですが、実際に使用する労働者の腰痛災害や転倒やつまづ き等の防御を目的としているものではありません。労働期間が長期に及 ぶ労働者は 50 年前後、恐らく人生で最も長い時間を安全靴を履いて過 ごさなければならないという長期的な視点から考えても腰痛災害等や、 転倒つまづき等が安全靴の使用自体に関連性が疑われる場合は、健康対 策も同時に重要になるのではないでしょうか。
- 当然個人差はありますが、腰痛災害等は長時間の立ち仕事やオーバーワーク、不適切 な作業姿勢、足部の支持力不足、靴や安全靴を履くこと自体による体の重心や姿勢の 崩れなど様々な要因が絡み合って発生しているのが現実です。

対応措置の検討

労働者個人専用の予防措置を講じる:

。 腰痛災害等や転倒つまづき災害等が発生する可能性がある場合、または既に発生している場合、事業者は各労働者個人に適した専用の中敷き (例:カスタムメイドのインソールなどの追加) 等を提供することで、予防措置を講じることも選択肢の一つであると考えます。

• 作業環境の見直し:

。 作業姿勢や作業内容の見直し、適切な休憩時間の確保なども腰痛等 予防に効果があります。

• 健康管理と教育:

。 労働者に対して正しい姿勢や動作、ストレッチなどの教育を行い、 腰痛等予防に努めることも重要です。また、定期的な健康診断を通 じて、早期に問題を発見し対応することも必要です。

「結論として」

JIS 規格に適合した安全靴を使用させることは極めて重要です。

しかし、現実の問題として労働者の腰痛災害等の体の不調や転倒つまづき等が発生している場合、その対策として労働者個人に適した専用の中敷き等の導入試験を通じて安全性と予防措置としての効果を確認し、腰痛災害やつまづき転倒等の予防に効果があると判断できた場合、事業者は労働安全衛生法第24条の精神に則り、労働者の健康を保護するための追加的な予防措置を講じることも重要であると考えます。さらに作業環境の改善や労働者への健康教育なども含まれます。

事業者は労働者の現実を踏まえた具体的な追加予防措置も含め、労働者の健康を守り安全な作業環境を確保することも同時に重要であると 考えます。 もちろん、JIS 規格の保護具としての安全靴は大変重要な役割を果たすものです。その規格の目的は外的要因(耐衝撃、耐圧、耐滑、耐薬品、耐熱、耐寒性など)から労働者の足の安全を確保し、作業中の事故や怪我のリスクを低減することにあります。

しかし現実的な労働現場の悩みや課題として、腰痛災害等対策、転倒つまづき対策、立ち仕事による疲労軽減対策、若年労働人口の減少による労働者の高年齢化対策、定年年齢の延長による健康寿命の確保、身体の苦痛による退職防止、退職者が出た場合の人材不足と生産性の低下、採用コスト負担の増加など、実態としては各企業様とも、切実です。

これまで弊社が、追加の予防措置として労働者個人に適した専用の中敷き (カスタムメイドのインソール)を提案し、導入試験後や導入後のアンケート結果としては平均で 60%を超える労働者が腰痛や足部痛等の体の不調が解消或いは軽減した、また歩き方に変化が現れつまづくことが減ったという結果が出ていることから考えても、労働者の健康を守り安全な作業環境を確保するための追加的な予防措置としては具体的であり、有効であると考えております。